

(重要事項説明書)

1. 目 的

事業者は、介護保険法等の趣旨により、利用者が可能な限りその居宅において、その尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療との連携に配慮し、介護予防サービス・支援計画を作成するとともに、指定居宅サービス等の提供および総合事業が確保されるよう、「介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する確認書（以下確認書）」・「介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの実施方法等について（以下別紙）」に基づき、指定介護予防サービス事業者および介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等と連絡調整その他の便宜を提供します。

2. 利用開始日・期間

(1) 介護予防支援対象者

利用期間は、指定の日から利用者の要支援認定の有効期間満了をもって終了とします。ただし、利用期間満了の日の7日前までに、利用者が事業者に対して、利用終了の申し出ないときは、次の要支援認定の有効期間満了の日まで自動更新するものとします。この自動更新は、その後もこれに準じて更新されるものとします。

(2) 介護予防ケアマネジメント対象者

利用期間は、指定の日からケアマネジメントに基づく期間満了をもって終了とします。ただし、利用期間満了の日の7日前までに、利用者が事業者に対して、利用終了の申し出がなく、ケアマネジメントの見直し等により継続が必要とされたときは、見直し後のケアマネジメントに基づく期間の終了の日まで自動更新するものとします。この自動更新は、その後もこれに準じて更新されるものとします。

3. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者

事業者は、介護予防サービス・支援計画の作成および介護予防サービス事業者等との連絡調整等の介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの業務を担当する保健師または介護支援専門員、もしくは当該事業者が業務委託した居宅介護支援事業者の介護支援専門員を選任し、その者の氏名を利用者に書面により通知するものとします。

また、事業者は、介護支援専門員等を交代させる場合には、交代の理由を明らかにし、交代後の介護支援専門員等の氏名を書面により利用者に通知するものとします。

4. 介護予防ケアプランの作成等

担当者は、次に掲げる事項に基づき、介護予防ケアプランを作成します。

- ① 利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）に面接して情報を収集し、解決すべき課題及び要望を把握します。
- ② サービス事業者に関するサービスの内容及び利用料等の情報を、利用者等に提供し、サービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防ケアプランの原案を作成します。
- ④ 介護予防ケアプランの原案について、保険給付及び介護予防・生活支援サービス事業の該当の有無を区分し、サービスの種類、内容、及び利用料等に関し、説明して文書による同意を受けます。
- ⑤ 事業者は、介護予防ケアプランの内容に基づき、給付管理票又は委託先支援事業所情報を作成し、茨城県国民健康保険団体連合会に提出します。

5. 介護予防ケアプランの見直し等

事業者は、利用者と継続的に連絡をとり、また必要に応じて訪問し、介護予防ケアプランの実施状況を把握することにより、必要に応じ介護予防ケアプランを見直します。

- ① 事業者は、介護予防ケアプランで定めた期間が終了するときは、利用者宅を訪問し、介護予防ケアプランの実施状況を踏まえ、目標の達成状況を評価します。
- ② 事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望するときは、その再評価を行ない、介護予防ケアプランの変更、要支援認定区分の更新又は新規申請、関連事業者への連絡等、必要な支援を行います。
- ③ 事業者は、事業者が提供した介護予防ケアマネジメント、介護予防支援又は介護予防ケアプランに位置づけたサービス等に関する利用者からの苦情、相談等に迅速に対応します。

6. 業務の委託

事業者は、小美玉市が設置する小美玉市介護保険等運営協議会の承認を受けた居宅介護支援事業者に、業務の一部を委託することができるものとします。

利用者が、居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画書原案の作成を希望される場合は、事業者に申し出ることとします。また、利用者が事業者に対し、受託事業者（地域包括支援センターより受託された居宅介護支援事業者）の変更を申し出ることもできます。

7. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの記録等

事業者は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供内容に関する記録を行うとともに、これを業務終了の日から5年間保管するものとします。

受託事業者は、上記記録を行うとともに、適宜、事業者への報告を行い、業務終了後は、速やかに関係書類を事業者へ返還し、事業者は、これを5年間保管するものとします。

また、利用者は、事業者に保管されるこの記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

8. 業務の終了

次に掲げる事象が生じた場合は、自動的に業務終了となります。

- (1) 利用者の要支援認定等区分が「要介護」と判定された場合
- (2) 利用者が死亡した場合
- (3) 利用者が転出し、本市の被保険者でなくなった場合

9. 秘密保持及び個人情報の保護

① 事業者及び事業者の従業員は、指定介護予防支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩することは禁止されます。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続するものとします。

② 事業者は利用者から予め書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いることは禁止されます。また、利用者の家族の個人情報についても予め書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いることは禁止されます。

③ 事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(磁気媒体情報及び伝送情報を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

10. 身分証携帯

事業者の介護支援専門員は常に身分証を携行し、利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示するものとします。

1 1. 利用上の注意義務等

- ① 利用者は介護予防支援の実施および安全衛生等の管理上、必要があると認められる場合は、事業者及びその従業者が利用者の居宅内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- ② 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族と事業者とが、介護予防支援の内容について介護保険法令やその他の法令の定めるところに従い、協議の上決定するものとします。

1 2. 賠償責任

事業者は介護予防支援の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合は、その責任の範囲において利用者に対して損害を賠償するものとします。

1 3. 相談・苦情対応

事業者は利用者からの相談・苦情の窓口を設置し、自ら提供した介護予防支援または介護予防サービス計画に位置づけた介護予防サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応するものとします。

1 4. 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の継続的な提供および非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ①事業者は、業務継続計画感染症編に定める対策に従い必要な措置を講じます。
- ②事業者は、大規模な自然災害への対策として、業務継続計画自然災害編に準じた対応を実施するとともに、他施設及び地域との連携体制の構築に努め、必要な研修及び訓練を実施します。
- ③事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討するための委員会等と一体的な対応・対策を講じます。
- ②事業所における感染症の予防およびまん延防止のため整備された指針に準じた対策を講じます。
- ③事業所において、担当職員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修および訓練を年1回以上実施します。

1 6. 身体拘束等の適正化の推進

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 7. 高齢者虐待防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、市の高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会所管課と連携するとともに、虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかな通報・対応を講じます。

18. 勤務体制の確保

事業者は、利用者に対し適切な介護予防支援の提供を確保できるよう、虐待防止、ハラスメント、感染症や災害発生に備えた研修や訓練（シミュレーション）等を実施し、担当職員の資質の向上を図ります。

19. 確認書内容の履行と確認書外事項の取扱い

利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの確認書を履行するものとします。

この確認書に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めるものとします。